

平成 21 年 9 月 19 日

株主各位

愛知県小牧市大字三ツ渚字東播州 1604 番地 1

株 式 会 社 ツ ノ ダ

代表取締役社長 角田 重夫

第 73 期定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

拝啓、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成 21 年 9 月 10 日付でご送付いたしました、当社「第 73 期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき点がございましたので、ここでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

記

訂正箇所

1. 招集ご通知 20 頁

第 3 号議案 定款一部変更の件

2. 訂正内容

(正)

(修正箇所には太字並びに二重線を付しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(单元株式数および单元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の单元株式数は、1,000株とする。 2. <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u>	(单元株式数) 第 8 条 当社の单元株式数は、1,000株とする。 <削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、<u>二</u>次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号<u>に</u>掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、<u>一</u>次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号<u>に</u>掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>

(誤)

(修正箇所には太字並びに二重線を付しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては<u>その限りではない。</u></u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、<u>二</u>次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号<u>で</u>掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>〈削除〉</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、<u>一</u>次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号<u>で</u>掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>